○定温管理流通加工食品についての流通行程管理者の認定の技術的基準(平成21年4月16日農林水産省告示第519号)(抄)

(傍線の部分は改正部分)

新(平成28年6月1日農林水産省告示第1269号)	旧
四 格付の実施方法  1 次に掲げる事項について、格付に関する規程(2において「格付規程」という。)を具体的かっ体系的に整備していること。 (1)~(3) (略)  (4) 出荷後に定温管理流通加工食品の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口へ	四 格付の実施方法 1 次に掲げる事項について、格付に関する規程(2において「格付規程」という。)を具体的か つ体系的に整備していること。 (1)~(3) (略) (新設)
の対応に関する事項 (5)~(7) (略) 2 格付規程に基づいて格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が 適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実と認められること。	(4)~(6) (略) 2 格付規程に基づいて格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が 適切に付されることが確実と認められること。